

広情個審第113号
令和2年3月31日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年12月28日付け広市教学健第246号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第134号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成27年12月28日付け広市教学健第246号の諮問事案（諮問第134号事案）

平成27年10月16日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年11月20日付け広市教学健第196号で行った公文書部分開示決定に対する同年12月2日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張は、次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、上記公文書部分開示決定を取り消し、全て開示せよ。

(2) 異議申立ての理由

学校給食の未納状況に関する情報開示は個人情報の侵害に当たらないし業務の妨げにもならない。条例第7条1号に当たらず非開示の理由はない。

また、本件によって職員が懲戒処分を受けたか否かは開示決定に無関係であり非開示とする理由でない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述における主張は、次のとおりである。

本件処分に係る異議申立ての対象となる公文書には、給食費未納状況に関する情報が記録されており、公にすることにより特定中学校における未納者の状況が明らかとなり、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第1号に該当すると判断した。

また、対象公文書である「給食費の未納状況」は市の機関が行った懲戒処分の証拠書類の一部であるため、条例第7条第3号における将来の同種の処分関係事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断し、それらの不開示情報を除き部分開示決定を行ったものである。

なお、本件開示請求が行われた時点で、前記の懲戒処分に係る刑事事件の捜査は継続していた。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に即して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、第7条第1号ただし書きの規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第3号は、不開示情報として、「市の機関又は国等（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

(3) 条例第7条第1号の該当性について

当審査会が見分したところ、本件開示請求に対して開示しないこととした部分（以下「本件不開示部分」という。）には未納額の情報が記載されているが、この情報については、未納に関する情報という個人の人格と密接に関係するものであり、条例第7条第1号後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と認められる。

したがって、この情報は条例第7条第1号に該当すると認められる。

なお、この情報は、条例第7条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと認められる。

(4) 条例第7条第3号の該当性について

本件不開示部分には内容確認欄があり、そこには懲戒処分の証拠となった情報が記載されているが、本件開示請求がされた時点において、当該懲戒処分に係る刑事事件の捜査が継続していたことを踏まえると、この情報を公にすると、当該捜査に影響を与えるおそれがあると認められる。

したがって、この情報は条例第7条第3号に該当すると認められる。

(5) 申立人の主張について

申立人は、実施機関の部分開示決定に対して種々の主張をしているが、これらはいずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、本件不開示部分は条例第7条第1号及び第3号に該当することから、実施機関が本件開示請求について行った部分開示決定は妥当である。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 2 7 . 1 2 . 2 8	広市教学健第 2 4 6 号の諮問を受理 (諮問第 1 3 4 号で受理)
H 3 1 . 3 . 1 9 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
H 3 1 . 4 . 1 8 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 6 . 2 1 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 7 . 2 6 (第 4 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 8 . 1 3 (第 5 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 9 . 2 0 (第 6 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 1 0 . 1 8 (第 7 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 1 1 . 1 5 (第 8 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 1 2 . 2 0 (第 9 回審査会)	第 1 部会で審議
R 2 . 1 . 1 7 (第 1 0 回審査会)	第 1 部会で審議
R 2 . 2 . 2 1 (第 1 1 回審査会)	第 1 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁 護 士
片 木 晴 彦 (部会長)	広 島 大 学 大 学 院 法 務 研 究 科 教 授
ジ ョ ー ジ ・ R ・ ハ ラ ダ	広 島 経 済 大 学 経 済 学 部 教 授